

お客さまへ

他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了などに伴う各種規定・用法改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

東和銀行では、2026 年 9 月 30 日(水)をもって、他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了するとともに、同日を手形・小切手の振出期限といたします。

これに伴い、2026 年 9 月 1 日(火)より各種規定を改定いたします。

なお、改定後の各種規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

改定後の規定は、弊社ホームページに掲載いたします。

記

●改定する規定

- 当座勘定規定（一般用）
- 普通預金規定
- 通知預金規定
- 貯蓄預金規定
- 定期積金規定
- 積立式定期預金＜みのり＞規定
- 納税準備預金規定
- 期日指定定期預金規定
- 自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- 自動継続期日指定定期預金規定
- 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- 自動継続変動金利型定期預金規定
- 変動金利定期預金規定
- 利息分割受取型定期預金
- 約束手形用法
- 為替手形用法
- 小切手用法

●主な改定内容

以下に関する内容を追記いたします。

- 2026 年 9 月 30 日を手形・小切手の振出期限とすること
- 他行を支払地とする手形・小切手の窓口での入金受付は、2026 年 9 月 30 日をもって終了すること

改定内容は、ホームページ掲載の各規定をご確認ください。

以上